

字治市字治琵琶33 発行 字 治 市 政 策 経 営 部 行 政 経 営 課 電話 22-3141番

印刷 宇治市槇島町吹前123-4 (前南山城複写センター

# 自一次

	規則
○規則第41号	宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則
•••••	(人事課) …2
○規則第42号	行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則
••••••	(人事課) …2
○規則第43号	宇治市斎場条例施行規則の一部を改正する規則
•••••	······ (環境企画課) ··· 3
	告示
	行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示
	(人事課) … 7
	市道路線の区域の変更(建設総務課)…7
○告示第78号	市道路線の供用の開始(建設総務課)…7
○ -#4 FF A M - □	訓令甲
	行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令
***************************************	(人事課) … 8
	公告
○八生竺9/4早	世界の恒久平和を祈願する「平和の鐘‐祈り‐」の吹
ಭಿತ	( ምርላያን ሀሌ )
	消 防 本 部
○訓令甲第4号	宇治市火災予防査察規程の一部を改正する規程 10
	, , . , . ,
	教育委員会
○告示第10号	教育委員会の招集・・・・・・・10
	農業委員会
○公告第5号 启	農業委員会定例総会の招集10

## 

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。 平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

### 宇治市規則第41号

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市事務分掌規則(昭和58年宇治市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、市長公室に危機管理監を」を削り、「、参事」を「、産業戦略参事、参事」に改める。

第 4 条第 3 項中「理事」を「危機管理監及び理事」に改める。 第 5 条第 3 項及び第 5 項中「、参事」を「、産業戦略参事、参事」に改める。

別表第1中

市長公	秘書広報課	秘書係	広報	係	車両係
室	人事課	人事研修	係	給与	係
	職員厚生課	福利厚生	係	健康	管理係
	危機管理課	危機管理	係		

に改

	危機管 理室		
市長公		秘書広報課	秘書係 広報係 車両係
室		人事課	人事研修係 給与係
		職員厚生課	福利厚生係 健康管理係

める。

別表第2市長公室の部の前に次の1部を加える。

危機管理室

課	係	<b>分掌事務</b>
		(1) 防災の総合計画の策定及び推進に関す
		ること。
		(2) 天ケ瀬ダム放流連絡会に関すること。
		(3) 地域防災無線に関すること。
		(4) 防災会議及び防災訓練に関すること。
		(5) 災害対策に関すること。
		(6) 災害時の避難に関すること。
		(7) 武力攻撃事態等における国民の保護の
		ための措置に関する法律(平成16年法
		律第112号)に関すること。
		(8) その他防災対策に関すること。

別表第2市長公室危機管理課に関する事項の項を削り、同表総務部の部総務課総務係の項第10号中「空き家等の適正な管理の促進」を「空き家対策」に改め、同表市民環境部の部文化自治振興課市民相談係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同部産業推進課の項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 産業戦略に関すること。

別表第2市民環境部の部環境企画課環境企画係の項第6号中「環境管理に係る国際規格」を「環境マネジメントシステム」に改め、同表福祉こども部の部地域福祉課地域援護係の項中第20号を削り、第21号を第20号とし、同部こども福祉課子育て企画係の項第9号中「しあわせ子育ち・子育て応援事業」を「子ども・子育て支

援情報発信事業」に改め、同表健康長寿部の部健康生きがい課生きがい振興係の項第2号中「高齢社会対策協議会」を「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会」に改め、同部介護保険課給付係の項第6号中「地域密着型サービス事業者」を「地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業者所、介護予防支援事業所等」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同部国民健康保険課国保管理係の項第1号中「計画」を「管理」に改め、同項第3号中「後期高齢者支援金」を「国民健康保険事業費納付金」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を1号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(掲示済)

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公 布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

### 宇治市規則第42号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則 (宇治市防災規則の一部改正)

第1条 宇治市防災規則(昭和38年宇治市規則第24号)の一部 を次のように改正する。

第5条第2項中「、参事」を「、産業戦略参事、参事」に改める。

第16条中「、市長公室危機管理課」を「、危機管理室」に改める。

(宇治市財務規則の一部改正)

第2条 宇治市財務規則 (昭和44年宇治市規則第1号) の一部を 次のように改正する。

を 「 別表第8中「 1.7 市長公室長 危機管理室長 危機管理監 市長公室長 を「 に改める。 秘書広報課長 人事課長 職員厚生課長 危機管理課長 秘書広報課長 人事課長 職員厚生課長

(宇治市環境保全連絡調整会議設置規則の一部改正)

第3条 宇治市環境保全連絡調整会議設置規則 (昭和57年宇治市 規則第37号) の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、環境政策に関する事務を掌理する市民環境 部副部長」を「、市民環境部副部長(市長が指名する者に限る。 )」に改める。

別表中「環境政策に関する事務を掌理する」を「市長が指名する」に改める。

(宇治市副市長事務分担規則の一部改正)

第4条 宇治市副市長事務分担規則 (昭和58年宇治市規則第8号) の一部を次のように改正する。

第2条の表の第2副市長の項第1号中「に属する」を「並びに 危機管理室に属する」に改める。

(宇治市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第5条 宇治市職員安全衛生管理規則(昭和62年宇治市規則第3 | により当該」を「)を当該」に改め、「ものとする」を削る。 8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「課及び」を「課、危機管理室及び」に改め、別表 第2中「市民環境部参事 (ごみ減量推進課に属する事務を掌理す る」を「市民環境部副部長(市長が指名する」に改める。

(宇治市職員職務発明規則の一部改正)

第6条 宇治市職員職務発明規則 (昭和63年宇治市規則第17号 )の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「部の主管課を掌理する」を「市長が指名す る」に改める。

(宇治市文書等管理規則の一部改正)

第7条 宇治市文書等管理規則(平成10年宇治市規則第6号)の 一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2条第18号」を「第2条第19号」に改 める。

(宇治市総合計画に関する規則の一部改正)

第8条 宇治市総合計画に関する規則(平成10年宇治市規則第2 8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「市長公室長 を「危機管理監 に、

危機管理監 市長公室長

「教育部長 を「上下水道部長 に改める。

消防長 教育部長 上下水道部長」 消防長

別表第2中

企画主任

企画主任 危機管理室主幹(市長が指名す る者に限る。)

、「危機管理課長」を削る。

(宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一 部改正)

第9条 宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則 (平成19年宇治市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7級の項第2号中「議会事務局次長」を「産業戦略 参事、議会事務局次長」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(掲示済)

に改め

宇治市斎場条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布す る。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

## 宇治市規則第43号

宇治市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市斎場条例施行規則(昭和59年宇治市規則第10号)の一 部を次のように改正する.

第3条第1項本文中「斎場使用許可申請書」を「宇治市斎場使用 許可申請書」に、同条第3項第2号中「胎盤その他」を「肢体の一 部及び胎盤」に改める。

第4条中「場合において、使用を許可した」を「ときは、その内 容を審査し、適当であると認める」に、「、斎場使用許可書」を「 、宇治市斎場使用許可書」に、「。以下「使用許可書」という。)

第5条を削り、第6条中「、斎場使用料減免申請書」を「、宇治 市斎場使用料減免申請書」に、「、あらかじめ市長が指定した者の 証明を受け」を「、市長が必要があると認める書類を添えて」に、 「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条を第5条と し、第7条第2項中「の指定するとき」を「に規定する日時」に改 め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第7条 条例第10条第1項の規定により同項に規定する指定管理 者に斎場の管理を行わせる場合における第3条、第4条、第6条 第1項、別記様式第1号及び別記様式第2号の規定の適用は、第 3条、第4条及び第6条第1項中「市長」とあるのは「指定管理 者」と、別記様式第1号及び別記様式第2号中「宇治市長」とあ るのは「宇治市斎場指定管理者」とする。

別記様式を次のように改める。

## 別記様式第1号(第3条関係)

年 月 日

宇治市斎場使用許可申請書

宇治市長宛て

宇治市斎場の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

7.10	川1 別	物の使用の可	可を受けたいので、	人	のとわり	世頭し	ノより。			
		住 所								
   <sub>申</sub> ;	請者	氏 名								
' '		死亡者と					電話番号			
		の続柄								
		住所								
死 <sup>-</sup> 	亡者	氏 名					т т			
		生年月日	年	,	月 ————	月	性 別	□男	口女	□不詳
死		因	□一類感染症等		□そ	の	他			
死	亡	年月日時	年	,	月	目	時		分	
	大									
ما.	#	H	年	,	月	日	時		分	
火	葬	場使用		*	受 付	第			号	
備		考								
	区		分		市		内	市		外
使		大 人(1	2歳以上)		□12,	0 0	0 円	□9	0, 00	0円
  用	火	小 人(1	2歳未満)		□ 8,	0 0	0 円	□ 6	0, 00	0円
' ' '	葬	妊娠4月以上	:の死産児		□ 6,	0 0	0円	$\Box 4$	5, 00	0円
料	場	肢体の	4キログラムまつ	で	□ 3,	6 0	0 円	□2	7, 00	0円
0	""		4キログラムを超え				0円×()		6,00	0円×()
		胎盤	1キログラムごとん	$\neg$	キロク				ログラム	
区	葬祭	午後4時から	2翌日の午後4時まで	で		円	× ( ) 日		円.	× ( ) 日
  分	場	午前 0 時か	ら午後4時まで	で			× ( ) 日			× ( ) 日
	安		置	Ē	日 ·		0円×()	日	2, 90	0円×( )
等	待		合 5	ĎĒ.	□ 2, 室	4 0	0円×()	室	8, 60	0円×( )
	合	計	金	頁			円			円

(注)

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 該当する□の中にレ印を付けてください。

												第 年	月	
			宇治	市	斎	場	使	用	許	可	書			
									宇	治 市	長			
宇治	市斎場	景条例第4条第	1項の規	定に』	とり、そ	大のと	おり	使用	を許可	丁しま	す。			
		住所												
申	請者	氏 名												
		死亡者との 続 柄							電番	話号				
		住所							•					
死	亡者	氏 名											_	
		生年月日		年		月		日	性	別	□男	口女	 7	\   
死			□一類	感染症	等			の	他					
死	亡 年	三月日時	1	年		月		日			<del></del> 時	分		
		許 可 証											_	
火	葬	場使用		年		月		日			時	分		
	X				分	市	ī			内	市			
使		大 人(1	2歳以上	:)			12,	0 0	0円			0, 00	00円	
用	火	小 人(1	2歳未満	j)			8,	0 0	0円			80,00	0円	
	葬	妊娠4月以上	の死産児				6,	0 0	0円			15,00	0円	
料	   場	肢体の一部	4キロ	グラム	ムまで		3,	6 0	0円			27, 00	0円	
の		及び胎盤	4キロク				. ــ ما		0円	× (		,		(
г <del>.</del>		   午後4時から	1キロク 翌日の4			_	ヤロク	グラム	· 円×	( )	_	Fログラ <i>1</i>	<u>~</u> 円×(	
区	葬祭場	午前0時か				+-			円×		_		円×(	
分				<b>1:</b> Η√		+	3,		0円:			2, 90		
等	安		置		室	F	3				F	1		
4	待		合		室			4 0	0円	× (	)   □	8, 60 <u>\$</u>	) 0円×	
						_								

宇治市長宛で			宇泽	台市斎	場使月	月料減免申	請書					
										年	月	
							申請者 住 所					
							氏名					(
宇治市斎場	条例第7条	の規定	による使用 T	料の湯	額又	は免除を受	をけたいの	で、次の	のとお	り申請	<b>手します</b>	0
	住	所										
死亡者	氏	名					性別	□男	口女	□₹	詳	
	生年月	月日		年	月	Ħ						
死亡。	F 月 F	時		年	月	日		時	分			
死 亡	場	所										
使 用	区	分	□火葬場	□葬	祭場	□安置室	□待合室	<u> </u>				
減額又は	は免除の	区分				減	質・免	除				
理		由										

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項、 第4条及び第6条の改正規定、同条を第5条とする改正規定、第 7条第2項の改正規定、同条を第6条とし、同条の次に1条を加 える改正規定、別記様式の改正規定並びに次項から附則第4項ま での規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別記様式第1号及び別記様式第2号の規定(使用料に係る部分に限る。)は、平成30年7月1日(以下「適用日」という。)以後の使用に係る許可の申請及び許可(以下「許可等」という。)について適用し、適用日前の使用(葬祭場及び安置室にあつては、適用日の前日の午後4時から引き続き適用日の午後4時まで使用する場合を含む。)に係る許可等については、なお従前の例による。
- 3 改正前の宇治市斎場条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により申請され、提出され、又は交付されている附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後における斎場の使用に係る様式書類は、改正後の宇治市斎場条例施行規則の規定により申請され、又は交付されているものとみなす。
- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(掲示済)

# 

### 宇治市告示第52号

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示 (字治市文書区分等に関する要綱の一部改正)

第1条 宇治市文書区分等に関する要綱 (平成10年宇治市告示第 56号) の一部を次のように改正する。

別表の第4の部第1項第2号ア中(コ)を(サ)とし、(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、同号ア(ア)中

に改め、同号

職員厚生課 0400250 市職

P (P) を同号P (A) とし、同号P (A) の前に次のように加える。

## (7) 危機管理室

(// /년 1/8/ 日	71 X	
各課等の名称	部課コード	略号
危機管理室	0 3 5 0 0 0 0	危管

(宇治市地域防災無線管理要綱の一部改正)

第2条 宇治市地域防災無線管理要綱(平成11年宇治市告示第1

8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ロ「、市長公室危機管理課長」を「、危機管理室長」に改め、同条第3項中「、市長公室危機管理課主幹」を「、 危機管理室主幹」に改める。

第6条第2項ロ「、市長公室危機管理課」を「、危機管理室」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(掲示済)

## 宇治市告示第77号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年6月1日から14日間 平成30年6月1日

宇治市長 山本 正

			工作 中文		
路線名	区間	前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
宇治10	宇治矢落91番地の1 宇治矢落91番地の8	前	$\begin{vmatrix} 4 & 0 \\ \sim 4 & 4 \end{vmatrix}$	7. 7	
6号線	宇治矢落91番地の1 宇治矢落91番地の8	後	6.0	7.7	
宇治14	宇治池森30番地の1 4 宇治池森30番地の2 5	前	4.5	1 7 . 2	
7号線	宇治池森30番地の1 4 宇治池森30番地の2 5	後	6.0	1 7. 2	

### 宇治市告示第78号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年6月1日から14日間 平成30年6月1日

宇治市長 山本 正

路	線	名	供	用	開	始	D	区	間	供	用	開	始	年	月	E	1
宇治線	1 0	6 号					番地番地			平	成 3	0	年 6	月	1	日	
宇治線	1 4	7 号					番地番地			平	成 3	0	年 6	月	1	日	



### 宇治市訓令甲第5号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令を、次のとお り定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(宇治市警備員規程の一部改正)

第1条 宇治市警備員規程(昭和40年宇治市訓令甲第8号)の一 部を次のように改正する。

第4条第2号オの表中

を「 に改 市長公室危機管理課 危機管理室

める。

(宇治市広報事務に関する規程の一部改正)

第2条 宇治市広報事務に関する規程(昭和42年宇治市訓令甲第 14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「建設総括室及び」を「危機管理室及び 建設総括室並びに」に改める。

(宇治市職員の職務名に関する規程の一部改正)

第3条 宇治市職員の職務名に関する規程(昭和44年宇治市訓令 甲第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7 号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を第7号とし、同号の次に次 の1号を加える。

#### (8) 産業戦略参事

第2条中第28号を第29号とし、第10号から第27号まで を1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 会計管理者

(宇治市事務決裁規程の一部改正)

第4条 宇治市事務決裁規程(昭和58年宇治市訓令甲第1号)の 一部を次のように改正する。

第2条第5号中「建設総括室及び」を「危機管理室及び建設総 括室並びに」に改め、同条第8号中「第4条第2項」を「第4条 第3項」に改め、同条中第20号を第21号とし、第13号から 第19号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加 える。

(3) 産業戦略参事 事務分掌規則第4条第2項に規定する産業 戦略参事をいう。

第4条第1項前段及び第3項中「、参事」を「、産業戦略参事 、参事」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「基づき」を 「より」に改め、同項第6号中「、市長公室危機管理課」を「、 危機管理室」に改める。

第5条第2項第11号中「及び農業委員会の委員で選挙による もの」を削り、同項第12号中「第19号」を「第20号」に改 める。

第6条第1項「理事」を「危機管理監及び理事」に改め、同条 第2項中「、危機管理監」を削り、「、参事」を「、産業戦略参 事、参事」に改め、「「危機管理監」又は」を削り、「「参事」 を「「産業戦略参事」又は「参事」に改め、同条第3項中「、参 事」を「、産業戦略参事、参事」に、「「参事」を「「産業戦略 参事」又は「参事」に改める。

第7条第1項中「規定する」を「規定する危機管理室及び」に 、「理事」を「危機管理監及び理事」に改める。

第12条第1項の表中

を「 に改める。 建設総括室長

危機管理室又は

副部長 参事

建設総括室長 副部長 産業戦略参事又 は参事

別表第1庶務に関する事項の部第8号エ、第9号イ及び第10 号イ中「及び」を「、産業戦略参事及び」に改め、同表人事に関 する事項の部第1号イ、第2号ウ、第3号イ及び第5号ウ中「、 参事」を「、産業戦略参事、参事」に改め、同部第8号中「こと 。」を「こと」に、「もの)」を「ものに限る。)。」に改め、 同号イ中「、参事」を「、産業戦略参事、参事」に改め、同部財 務に関する事項の部収入及び支出に関する事項の項第13号中「 を除く」を「及びふるさと応援寄附金を除く」に改める。

別表第2市長公室秘書広報課に関する事項の項の前に次の1項 を加える。

危機管理室に関する事項

事項	副	危	室	主	
	市	機	長	幹	
	長	管			
		理			
		監			
(1) 防災の推進に係る総合調整に					
関すること。					
ア 特に重要なもの	0				
イ 重要なもの		0			
ウ 比較的重要なもの			0		
エ 軽易なもの				0	
(2) 災害対策本部の設置及び閉鎖		0			
に関すること。					
(3) 地域防災無線を運用すること			0		
0					
(4) 武力攻撃事態等における国民					
の保護のための措置に関する法					ļ
律(平成16年法律第112号					
)に関すること。					
ア 特に重要なもの	0				
_イ 重要なもの		0			
ウ 比較的重要なもの			0		
エ 軽易なもの				0	
(5) 前各号に定めるもののほか所					
管に属する軽易な事務の処理に			0	0	
関すること。					

別表第2市長公室危機管理課に関する事項の項を削り、同表総 務部総務課に関する事項の項第7号中「空き家等の適正な管理」 を「空き家対策」に改め、同表市民環境部産業推進課に関する事 項の項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ 繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1	.)	産業戦略に関すること。				
	ア	特に重要なもの	0			
	イ	重要なもの		0		
	ウ	比較的重要なもの			0	

別表第2市民環境部環境企画課に関する事項の項第9号中「環 境管理に係る国際規格」を「環境マネジメントシステム」に改め 、同表福祉こども部地域福祉課に関する事項の項中第6号を削り 、第7号を第6号とし、同表福祉こども部こども福祉課に関する 事項の項中第23号を第24号とし、第9号から第22号までを 1号ずつ繰り下げ、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 子ども・子育て支援情報発信事業に関すること。		0		
争業に関すること。				l

別表第2健康長寿部健康生きがい課に関する事項の項中第18 号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第27号まで を1号ずつ繰り上げ、第28号を削り、第29号を第27号とし 、第30号及び第31号を2号ずつ繰り上げ、同項第32号中「 高齢社会対策」を「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」 に改め、同号を同項第30号とし、同項第33号中「高齢社会対 策」を「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に改め、同 号を同項第31号とし、同項中第34号を第32号とし、第35 号から第40号までを2号ずつ繰り上げ、同表健康長寿部介護保 険課に関する事項の項第10号中「の指定」を「、居宅介護支援 事業所、介護予防支援事業所等の指定」に改め、同表健康長寿部 国民健康保険課に関する事項の項第3号中「拠出金」を「国民健 康保険事業費納付金」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第 4号とし、第6号及び第7号を1号ずつ繰り上げ、同項第8号中 「人間ドック利用申請者」を「人間ドック等利用申請者」に改め 、同項中第9号を第8号とし、第10号及び第11号を1号ずつ 繰り上げる。

(特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部改正) 第5条 特定の職にある者の掌理する事務を定める規程(平成17 年宇治市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、参車」を「、産業戦略参車、参車」に改める。 別表を次のように改める。

#### 別表 (第3条関係)

職	掌理事務
危機管理監	危機管理に関すること。
理事	建設部、都市整備部及び建設総括
	室に属する事務の調整に関するこ
	ے ج
危機管理室主幹	(1) 危機管理に関すること。
危機管理室主幹	(2) 防災計画に関すること。
市長公秘書広報課主幹	公用車の運行及び管理に関するこ
室	と。
総務部総務課担当課長	空き家対策の推進に関すること。
総務課担当課長	
市民環 担当部長	人権政策及び環境政策に関するこ
境部	と。
産業戦略参事	産業戦略に関すること。
参事	環境企画課に属する事務に関する
	_ ځ ځ
文化自治振興課	平盛ふれあいセンターの管理及び
主幹	運営に関すること。
文化自治振興課	菟道ふれあいセンターの管理及び
主幹	運営に関すること。
文化自治振興課	(1) 市民相談に関すること。

	主幹	(2) 消費生活等に関すること。
	産業推進課主幹	企業誘致及び産業基盤整備基本計
		画に関すること。
	人権啓発課主幹	コミュニティワークうじ館の管理
		及び運営に関すること。
	人権啓発課主幹	コミュニティワークこはた館の管
		理及び運営に関すること。
	男女共同参画課	男女共同参画の推進及び男女共同
	主幹	参画支援センターに関すること。
福祉こ	こども福祉課主	(1) 地域子育て支援拠点事業に関
ども部	幹	すること。
		(2) 子育て支援の調整に関するこ
		と。
	こども福祉課主	(3) ファミリーサポートセンター
	幹	事業に関すること。
		(4) こども家庭相談に関すること
		o
	保健推進課主幹	発達支援に関すること。
健康長	国民健康保険課	特定健診・特定保健指導事業に関
寿部	主幹	すること。
建設総指	舌室主幹	(1) 国、京都府等の大型事業の連
		絡調整等に関すること。
		(2) 建設部及び都市整備部に属す
建設総括室主幹	る主要事務事業の進行管理及び	
~ HX /PIS 11	TI	検査に関すること。
		(3) 職員の技術的指導及び関係業
		者の指導に関すること。
建設部	建設総務課主幹	者の指導に関すること。 道路等の境界明示に関すること。
建設部都市整	建設総務課主幹都市計画課主幹	

附則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(掲示済)

### 宇治市公告第24号

世界の恒久立和を祈願する「平和の鐘-祈り-」の吹鳴について

原爆被災者及び戦争犠牲者の冥福を祈り、世界の恒久平和を祈願する黙とうを捧げるため、次のとおり「平和の鐘ー祈りー」を吹鳴します。

平成30年6月1日

宇治市長 山本 正

1 吹鳴日時

 6月23日
 正
 午
 沖縄慰霊の日

 8月6日
 正
 午
 広島被爆の日

 8月9日
 午前11時2分
 長崎被爆の時

 8月15日
 正
 午
 終戦の日

2 吹鳴要領

平和の鐘-祈り-のスイングベル及びカリヨンを吹鳴する。

## 消 防 本 部 …

### 宇治市消防本部訓令甲第4号

宇治市火災予防査察規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年6月1日

宇治市消防長 中谷 俊哉

宇治市火災予防査察規程の一部を改正する規程

宇治市火災予防査察規程 (平成16年宇治市消防本部訓令甲第2号)を次のように改正する。

別表第1中「の設置」を「の設置又は令第21条の規定により自動火災報知設備の設置」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

## 教育、委員、会

### 宇治市教育委員会告示第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成30年5月23日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 平成30年5月24日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

- 2 会期について
- 3 報告
- 4 専決事項の報告について

(掲示済)

## 農、業、委、員、会

## 宇治市農業委員会公告第5号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条 第1項の規定により、第12回宇治市農業委員会定例総会を、次の とおり招集します。

平成30年6月1日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 平成30年6月6日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

付議事項 1 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見に

- 2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる農用地利用集積計画の決定について
- 3 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対す る意見について
- 4 専決事項の報告
- 5 その他